

(2013年1月4日現在)

1. 商品名	納税準備預金
2. ご利用いただける方	個人および法人のお客さま (ただし、租税納付用の準備預金のため、預金者は納税義務者またはその同居親族の方に限らせていただきます。)
3. お預入れ期間	定めはございません。
4. お預入れ	
(1) お預入れ方法	随時お預入れいただけます。
(2) お預入れ金額	1円以上
(3) お預入れ単位	1円単位
5. 払戻し	払戻しは、原則租税納付にあてる場合に限ります。 ただし、災害その他やむをえない事由で資金が必要となった場合にはお引出しいただけます。
6. 利息	
(1) 適用金利	毎日店頭に表示する利率を適用いたします。(変動金利)
(2) 利払頻度	年2回(毎年2月と8月の第2日曜日の翌営業日にこの預金に組み入れます。)
(3) 計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算を行います。 なお、租税納付以外の目的でお引出しをした場合、そのお引出し日が属する利息計算期間中の利息は、お引出し日の普通預金利率によって計算いたします。
7. 税金	お受け取り利息は、原則非課税となります。 ただし、租税納付以外の目的でお引出しをした場合、そのお引出し日が属する利息計算期間中の利息は、以下のとおり課税されます。 (1) 個人のお客さま…20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%) (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) (2) 法人のお客さま…総合課税(ただし、非課税法人の場合は除きます。) ※復興特別所得税の追加課税により、2037年12月31日まで、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。
8. 付加できる特約事項	租税の自動支払いをご利用いただけます。(所定のお手続きが必要となります。)
9. 手数料	—
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	店頭またはホームページでご確認いただけます。
12. 参考事項	預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

(株) 山梨中央銀行